

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 52 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

探査鉱業権の対象地における先住権の復活

近時、オーストラリア連邦最高裁判所は、WA 州の探査鉱業権（exploration tenement）の対象となっている土地に関して、いったん消滅した先住権（native title）が復活するという判決を下しました（Tjungarrayi v Western Australia; KN (deceased) and Others (Tjiwarl and Tjiwarl #2) v Western Australia [2019] HCA 12）。

一般に、一度消滅した先住権が復活することはありません。ただし、1993 年連邦先住権法（Native Title Act 1993 (Cth) (NTA)）は、先住権が消滅した場合であっても、裁判所が先住権の復活を認めることができる場面を規定しており、その一例が、先住民が占有している所定の土地について適用される NTA の 47B 条です。

47B 条では、対象地が所有権（freehold）や賃借権（leases）の対象になっている場合には先住権は復活しないとされているため、本事案では、探査鉱業権が同条の賃借権に該当するかが争われましたが、最高裁は結論としてこれに該当しないと判断しました。

最高裁は、NTA の別の規定（44H 条）により先住権が復活しても探査鉱業権が優先する点を強調していますが、実務的には、鉱業権取得時に予見していなかった追加の手續負担等が生じるおそれがあります。

本稿では、本判決の内容と判決がマイニング実務に与える影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

ACCC による誤解を招く消費者保証の取締り（消費者法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、本年初頭に小売業者、製造業者、サービス業者が消費者に与える保証について消費者法（Australian Consumer Law）の規制を遵守するよう取締りの強化を続けると表明しましたが、実際に2019年前半は誤解を招く消費者保証に対して数多くの法執行を実施しています。

本稿では、消費者保証に対する ACCC の執行状況と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ASIC による金融商品への介入権（金融法）

2019年4月5日、金融商品が消費者に不利益をもたらすことを防止することを目的とした Treasury Laws Amendment (Design and Distribution Obligations and Product Intervention Powers) Act 2019 の成立により、ASIC に金融商品への介入権が付与されるとともに、金融商品の設計と販売について新たな規制の仕組みが導入されました。ASIC は介入権の運用に関して意見を公募中で、2019年9月にガイドラインが公表される予定です。

本稿では、新たな ASIC の介入権について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

農業従事者保護のための新法案（刑法）

オーストラリア連邦政府は、近時活動家グループが畜殺場や農場を標的にした妨害行為を扇動していることを踏まえ、豪州経済における重要産業である農業従事者を保護する目的で、刑法を改正する法案（Criminal Code Amendment (Agricultural Protection) Bill 2019 (Cth)）を本年7月4日に下院に提出しました。法案が成立すれば、農地への不法侵入や農地上の器物損壊を扇動する行為が新たな犯罪類型として規定されることになります。

本稿では、上記法案の内容について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

WA 州の新たな文化遺産保護法

2019年7月1日、WA州では約20年間適用されていた旧法に代わり、新たな文化遺産保護法（Heritage Act 2018 (WA)）が施行されました。新法は、手続面を効率的なものにするとともに、文化遺産を保護するための行政権限を強化するものになっています。

本稿では、新法の概要について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

VIC 州商用不動産賃貸に対する小売物件賃貸借法の適用（不動産法）

2017年、VIC州の控訴審裁判所が、倉庫業者への不動産賃貸が小売物件（retail premises）の賃貸に該当するという下級審裁判所の判断を支持したことは、不動産賃貸業界に驚きをもって受け止められました（IMCC Group (Australia) Pty Ltd v CB Cold Storage Pty Ltd [2017] VSCA 178）。「小売物件」の賃貸には小売物件賃貸借法（Retail Leases Act 2003）が適用されることになるため、この判決以来、商用不動産の賃貸が「小売物件」の賃貸に該当するかを巡って多くの事案が裁判所で争われ、不動産賃貸人は同法の適用を回避するための施策を検討する必要に迫られています。

本稿では、関連する裁判所の判断と実務上の対応方法について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ソーシャルメディア上の第三者のコメントに基づく責任

近時、NSW州の最高裁判所は、オーストラリアの裁判所として初めて、ニュースメディア企業のFacebookページ上で第三者が投稿した名誉毀損的なコメントを理由に、ニュースメディア企業が名誉毀損の責任を負うという判断を示しました（Voller v Nationwide News and Ors [2019] NSWSC 766）。一部の被告は控訴する意向を示しており、名誉毀損に関する法改正の声も出ているところですが、いずれにせよ時間を要する手段になります。

本稿では、判決の内容と現状を踏まえた実務上の対応策について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

セミナーのご案内

豪州の観点から見たガバナンス (2019年8月13日、ブリスベン)

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理について解説します。

最近行われたセミナーのご報告

豪州クイーンズランド州

鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法 2018

加納弁護士が、2019年3月1日に、昨年11月豪州クイーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクト、および資源業界全体にどのような影響を与えるのかについて解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州企業の買収と運営

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

「オーストラリアにおけるビジネス展開」と題する本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものです。本稿では、対オーストラリア投資を成功に導く機会を最大限に活用するために、知っておいた方が良い法律や規制を網羅し、その概略を述べています。本稿は直近の法改正等を盛り込んだ最新版となっていますが、法律や商慣習は絶えず変化していますので、本稿はあくまで入門書としてのみご参照下さい。具体的な投資判断の際には、事前に専門家のアドバイスを受けて下さい。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



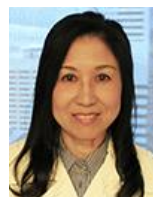
シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：khamada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com